加須市・羽生市入退院支援ルールの作成について

1 趣旨

入退院時における医療・介護関係者間の円滑な情報共有の実現のため、現在の「北埼 玉在宅医療・介護連携のマナー」の内容を改訂し、「加須市・羽生市入退院支援ルール」 を作成することについてご承認いただきたい。

2 北埼玉在宅医療・介護連携のマナーについて

- (1)加須市及び羽生市における医療・介護の多職種が、お互いの立場や業務内容を理解 し、更に一歩踏み込んだ連携が図られるようにすることを目的として、令和元年 10月に発行された。
- (2) 円滑な入退院が進められるよう、「入退院時におけるマナー」についても記載されている。

3 入退院支援ルールの必要性

- (1) 入退院時の医療・介護の連携に関する課題の存在
- ア 「入院の相談を頂いたときの情報が少ない」「退院日を退院直前に知らされ、サービスの調整が困難」など、医療関係者と介護関係者双方から入退院時の連携に関する 課題が挙がっている。
- イ 「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」の内容が職員間で共有されていない職場が 一定数存在する。

(「北埼玉在宅医療・介護連携のマナーに関するアンケート」(北埼玉在宅医療連携室)より)

(2) 厚生労働省からの求め

「病院等と在宅との間で、療養の場が円滑に移行できるよう、病院が後方支援を 行うことを含めて、病院、診療所の医療関係者や、介護支援専門員等が協議を行い、 在宅医療圏ごとに必要な入退院ルールを策定することが重要」

(平成31年1月29日厚生労働省老健局老人保健課長等通知「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」より)

(3) 埼玉県における「入退院支援ルール標準例」の作成

- ア 地域ごとに入退院支援ルールについて医療・介護関係者が話し合い、顔の見える 関係づくりを推進することを目的として、令和2年4月に埼玉県が「入退院支援ル ール標準例」を作成した。
- イ これを踏まえ、県内でも地域ごとに「入退院支援ルール」の作成が進められてきている。

4 加須市・羽生市入退院支援ルール(案)の作成過程

上記3の必要性を踏まえ、加須市及び羽生市の入退院支援に携わる医療・介護関係者で構成された検討会議を、これまでに6回開催して検討を重ね、別添資料1-2の「加須市・羽生市入退院支援ルール(案)」を作成した。

(1)検討会議委員の構成(計16人)

①医師2人、②歯科医師2人、③薬剤師2人、④医療機関入退院支援担当職員2人、 ⑤訪問看護ステーション職員1人、⑥地域包括支援センター職員2人、⑦居宅介護支援事業所介護支援専門員2人、⑧消防職員2人、⑨保健所職員1人

(2)検討会議の開催状況

開催月	主な内容
令和5年3月	・「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」作成の経緯と改訂の必要
	性、アンケート結果の報告
	・入退院支援ルールの策定及び標準例について(埼玉県医療整備
	課から説明)
5月	・職種ごとのグループワークによる検討
7月	・職種ごとのグループワークによる検討
9月	・入退院支援ルール(素案)の作成
11月	・入退院支援ルール(素案)の修正
令和6年1月	・入退院支援ルール(素案)の最終確認

5 加須市・羽生市入退院支援ルール(案)について

- (1) 入退院支援ルール作成に当たっての基本的な考え方
 - ア 埼玉県が作成した「入退院支援ルール標準例」の内容を踏まえること。
 - イ 掲載する内容は、入退院支援に関わる全ての職種にとって必要な情報とすること。 (いずれかの職種に偏る内容となることは避けること。)
 - ウ 掲載すべき情報のうち頻繁に更新が必要と考えられるもの(例:病院等の一覧) については、当該情報を検索できるURLなどを掲載すること。

(2) 入退院支援ルールの概要

- ア 病院等と在宅との間で療養の場が円滑に移行できるよう、地域の病院等の関係者 と在宅の関係者が連携して患者(利用者)を支えていくためのツールとして作成
- イ 退院調整が必要な患者の目安や入退院支援のフローチャートなど、入退院支援に 関する基本的なルールを掲載
- ウ 「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」に掲載されている多職種の連携に当たっての「マナー・エチケット」について、内容を改訂した上で引き続き掲載
- エ 医療・介護関係者の情報連携時に使用していただける「入院時情報提供書」、「退 院時情報提供書」、「医療と介護の連携 連絡票」の様式を掲載

6 今後の予定

令和6年3月26日に開催予定の第7回目の検討会議において、発行時期や周知方法 などを検討するとともに、令和6年6月に改定予定の国の診療報酬等の情報を掲載した 上で、令和6年6月~7月を目途に発行することとしたい。